附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年度における特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第四条第一号ニ(2)、ホ(4)及びヘ(3)の規定は、適用しない。

3　施行規則様式第一の規定は、令和六年度以降における法第五条第二項の規定による届出について、施行規則別表の規定は、令和六年度以降における当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求について、それぞれ適用し、令和五年度における法第五条第二項の規定による届出及び当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

（届出の方法等に関する暫定措置）

4　令和四年度から令和六年度までの間においては、施行規則第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（第十一条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、七月三十一日まで）」とする。

財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三五

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二〇